

地域特産品の地酒を中心とした南会津町の魅力発信 国内プロモーション実施業務 公募型プロポーザル審査要領

この地域特産品の地酒を中心とした南会津町の魅力発信国内プロモーション実施業務公募型プロポーザル審査要領（以下「審査要領」という。）は、南会津町が実施する「地域特産品の地酒を中心とした南会津町の魅力発信国内プロモーション実施業務委託」（以下「本業務」という。）に係る優先交渉権者を選定するために行う企画提案の審査について、必要な事項を定めるものである。

1 審査機関

- （１） 本業務に係るプロポーザルの審査は、地域特産品の地酒を中心とした南会津町の魅力発信国内プロモーション実施業務委託公募型プロポーザル審査会（以下「審査会」という。）において、実施するものとする。
- （２） 審査会は、プロポーザル参加者（以下「参加者」という。）から提出された業務提案書等について、審査要領に基づき、審査を行うものとする。

2 審査項目等

審査項目及び配点は別紙のとおりとする。

3 審査方法

- （１） 審査は、参加者から提出された企画提案書及び参加者による審査会でのヒアリングに基づいて行う。
- （２） プロジェクターとスクリーンは町で準備するが、その他の必要な機材については、参加者が準備するものとする。
- （３） 説明はパワーポイント等の使用を認めるが、企画提案書に記載された内容に基づくものとする。
- （４） 企画提案書の内容について説明者から説明（20 分程度）してもらい、説明後に質疑（10 分程度）を行う。
- （５） 説明者は、2 名までの出席を認める。
- （６） 参加者が 5 者を超える場合には、企画提案において、企画提案書のみによる審査を実施し、上位と評価された 5 者により（１）の審査を行う。
- （７） 審査委員は、企画提案書等及びヒアリングに基づき、個別の審査項目ごとに評価・評点を行う。
- （８） 上記（７）の評点の合計点に基づき、委員毎に上位 3 者まで順位点（1 位－5 点、2 位－3 点、3 位－1 点）を付し、順位点を合計し順位を決定する。

なお、同点の場合は、高い順位の票を多く得た者を上位者とし、高い順位の票が同数の場合には、審査会において合議の上、総合順位を決定するものとする。

- (9) 参加者が1者のみであった場合でも、審査会において企画提案書等に基づく審査を実施し、本業務を実施するにふさわしいか否かを評価するものとする。
- (10) 特別な事情がある場合を除いて、指定の時間に遅れたり、欠席したりした場合は、受託の意思がないものとみなし、失格とする。

4 審査結果の通知

審査結果は、各参加者に書面又はメールで通知するとともに、南会津町ホームページに掲載する。

別紙 審査項目及び配点

審査項目	配点	評価及び評価点				
		特に優れている	優れている	普通	やや劣っている	劣っている
業務遂行能力に関する評価						
過去の類似業務の実績から、確実に委託業務を遂行できる能力を有しているか。	10	10	8	6	4	2
行程及び作業内容が明確に示されており、実現可能なスケジュール・組織体制となっているか。	10	10	8	6	4	2
小計		／20 点				
企画提案に関する評価						
本業務の目的、内容、当町の魅力や資源、課題等について十分理解され、適切な方針が示されているか。	10	10	8	6	4	2
事業目標を達成するための効果的な提案であるか。また、イベント等参加者に当町の魅力や日本酒等の安全性が訴求できる内容であるか。	20	20	16	12	8	6
地酒の購買層の拡大や観光誘客の促進につながる効果的な情報発信方法が提案されているか。	30	30	24	18	12	6
その他自由意見として、仕様書に記載されていない活用可能な提案があり、またそれは効果的か。	10	10	8	6	4	2
小計		／70 点				
価格に関する評価						
経費は適正に見積もられているか。	10	10	8	6	4	2
小計		／10 点				
合計		／100 点				